



決 定 書

異議申出人

朝霞市 [REDACTED]
[REDACTED]

竹野 隆史

朝霞市 [REDACTED]

伊藤 絹太

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年12月18日付けで提起された令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、朝霞市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人外山麻貴（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、次のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に違反して文書図画の頒布等が行われた。

(1) 当選人及びその選挙運動員は、公選法第142条第1項、同146条第1

- 項により規制を受ける選挙運動期間中に頒布できない文書図画を頒布した。
- (2) 当選人が所属する政治団体「つばさの党」の組織運動本部長が、本件選挙における選挙運動期間前である11月25日に、当選人の氏名が掲示された選挙運動用自動車をインターネット上に公開した（公選法第129条違反）。
- (3) ポスター掲示場以外の場所にポスターを掲示した（公選法第143条第1項違反）。

決 定 の 理 由

当委員会は、申出人から令和5年12月18日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものと認め、令和5年12月19日付でこれを受理し、申出人から提出された証拠書類を基に、慎重に審理した。

なお、申出人に対し、口頭意見陳述の機会が付与される旨伝えたが、その申立てはなかった。

第1 はじめに

そもそも、当選の効力に関する争訟とは「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う」ものをいい、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」と解すべきである（東京高判昭和28年2月17日行集4巻2号278頁参照）。

また「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主催者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、こ

れにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(最三小判昭和35年9月13日裁判集民44号273頁)ともされている。

第2 当委員会の判断

前記のとおり、当選の効力に関する争訟とは「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」ものと解すべきである。

申出人は、外山麻貴候補及びその選挙運動員が頒布した名刺及び紙片が公選法第142条第1項に違反すること、外山麻貴候補及びその選挙運動員が頒布した名刺が同法第146条第1項に違反すること、当選人が所属する政治団体「つばさの党」の組織運動本部長が、本件選挙における選挙運動期間前である11月25日に、当選人の氏名が掲示された選挙運動用自動車をインターネット上に公開したことが同法第129条に違反すること、ポスター掲示場以外の場所へのポスターの掲示が同法第143条に違反することを主張しているが、これは、正に公選法という選挙の法規の違反を理由として当選の無効を主張しているものである。

したがって、申出人の主張は、当選人の当選無効の事由に該当しない。

以上のとおり、申出人の主張には理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年1月29日

朝霞市選挙管理委員会
委員長 細田 昭司

教 示

この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。